

特 別 寄 稿

法人改革について ～会長挨拶等から～

定款改正委員会

編集

<はじめに>

かつての公益法人制度は明治29年に制定された制度です。

汚職事件や天下りの受け皿などと批判され、平成18年6月に公益法人改革三法が公布され、さらに民間の非営利活動を促進するため公益法人制度が大きく変わることになりました。

従来の公益法人制度に代わる新制度は平成20年12月1日に施行され、新制度のもとでの公益・一般法人への移行が必要となりました。

<新公益法人制度は>

一般社団法人は一般財団法人登記だけで設立できることになりました。公益目的事業を行うことを主たる目的とする公益法人については、公益認定委員会を経て、選定法の基準を満たしている法人を、行政庁が認定します。公益社団法人・公益財団法人となりますと税制面での優遇等を受けることができます。

存続を希望する既存の社団法人、財団法人は、施行日から5年間の移行期間内に新たな公益社団法人・公益財団法人、または一般社団法人・一般財団法人に移行する必要があります。つまり移行は平成25年11月30日までに行わなければならない、申請して、移行期間後に不認定・不認可になった場合は、解散しなければなりません。

<公益法人か一般社団法人か>

公益法人は税制上の待遇がよく、ステータスも上昇しますが、大変厳しい条件があります。

認定を受けるメリット

- ・「公益社団法人」の名称を独占的に使用（社会的信用力が得られる）
- ・公益法人並びにこれに対する寄付を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる

遵守事項

- ・公益目的事業比率は50／100以上
 - ・遊休財産額は一定額を超えないこと
 - ・寄付金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
 - ・理事等の報酬等支給基準を公表
 - ・財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等
- つまり年間予算の50%以上を毎年一般市民向けの検診や講演会、イベント等に費やさなくてはならず、または認定を取り消されると、同種の他の法人などにすべての財産を寄贈しなくてはなりません。そこで現在の岩歯予算の執行状況を鑑みて公益法人はハードルが高すぎると思われますので、必然的に一般社団法人への移行を目指すことになりました。

<一般社団法人について>

公益法人と違い、一般社団法人は内部留保が多くても問題ありません。

しかし公益目的支出計画は延々と監督されなくてはなりません。

純資産をもとに算定する公益目的財産額（岩歯の場合は、入会金ということになりますが、）に相当するものを公益を目的とする支出に使うことが条件となります。

公益目的支出差額を算出するためには定められた会計基準で計算します。

一般社団法人も、共益目的を活動の主とする場合には、優遇税制があります。

<定款改正委員会>

移行に向けては、理事・及び監事、理事会、総会について、それぞれの新法人法上での権限と責任を明確にする必要があります。最も重要であるのは新法人に合った形で会を執行するための定款の変更が必要であるという点です。

そこで内閣府からでているモデル定款等を参考にしながら定款改正準備委員会でたたき台を作成し、専門家の助言を受けながらより良く改編しましたがその他、岩見沢歯科医師会内規の見直し、会計規定の整備も顧問税理士と相談し、各事業の区分けや書類作成を行っていくことになっています。ただし法人が認可されるまでは、従来の状態で事業を行います。